

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年7月1日
<b>【会社名】</b>	ホッカホールディングス株式会社
<b>【英訳名】</b>	HOKKAN HOLDINGS LIMITED
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 工藤 常史
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
<b>【電話番号】</b>	03(3213)5111(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 武田 卓也
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
<b>【電話番号】</b>	03(3213)5111(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 武田 卓也
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

## 1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第89回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

## (1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

## (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 充填事業</p> <p>清涼飲料水・酒類の受託製造販売</p> <p>その他各種飲料の受託製造販売</p> <p>乳製品・菓子類の受託製造販売</p> <p>レトルト食品の受託製造販売</p> <p>農産物の加工及び販売並びに包材資材の販売</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>2. ~ 5. (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 充填事業</p> <p>清涼飲料水・酒類の受託製造販売</p> <p>その他各種飲料の受託製造販売</p> <p>乳製品・菓子類の受託製造販売</p> <p>レトルト食品の受託製造販売</p> <p>農産物の加工及び販売並びに包材資材の販売</p> <p><u>各種化粧品</u>の受託製造販売</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>2. ~ 5. (現行どおり)</p>
<p>第3条~第16条 (条文省略)</p>	<p>第3条~第16条 (現行どおり)</p>
<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p>
<p>第18条~第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条~第26条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第27条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第27条～第34条 (条文省略)  (新設)	第28条～第35条 (現行どおり)  (社外監査役の責任限定契約) 第36条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u>
第35条～第38条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、工藤常史、山崎節昌、池田孝資、久保田裕一、藤本良一、小池明夫、および武田卓也の7氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、安藤信彦氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、田代宏樹氏を選任する。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続承認の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	55,405	2,646	0	(注)1	可決(95.44%)
第2号議案				(注)2	
工藤 常史	51,389	6,661	0		可決(88.52%)
山崎 節昌	55,076	2,974	0		可決(94.87%)
池田 孝資	55,080	2,970	0		可決(94.88%)
久保田 裕一	55,668	2,382	0		可決(95.89%)
藤本 良一	55,668	2,382	0		可決(95.89%)
小池 明夫	55,076	2,974	0		可決(94.87%)
武田 卓也	55,668	2,382	0		可決(95.89%)
第3号議案				(注)2	
安藤 信彦	46,218	11,833	0		可決(79.61%)
第4号議案				(注)2	
田代 宏樹	55,721	2,330	0		可決(95.98%)
第5号議案 当社株式の大規模買付 行為に関する対応策 (買収防衛策)の継続 承認の件	46,096	11,946	0	(注)3	可決(79.41%)

(注) 1. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上